

令和8年6月4日
東京都港湾局

豊洲・晴海開発整備計画の一部見直しについて

1 一部見直しの背景

豊洲・晴海地域においては、豊洲・晴海開発整備計画（以下「豊晴計画」という。）に基づき、活力ある複合市街地の形成を進めているところです。

一方、各地において、データセンターの建設に際して立地や規模、環境性能、市街地環境への配慮などが関心を集めています。

データセンターの建設に当たっては、環境やまちづくりとの両立を図るとともに、早期に地域とコミュニケーションを深めることが重要であることから、都は、本年3月に「まちと調和したデータセンターに向けたガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。

こうした状況を踏まえ、まちづくりとデータセンター建設との整合を図るため、豊晴計画に、ガイドラインと緑化に関する指針を反映することといたします。

2 見直し概要（案）

○「建築物の整備」に係る項目

（1）ガイドラインについて以下のとおり追記

データセンター機能については、活気とにぎわいのある市街地の形成に配慮するとともに、「まちと調和したデータセンターに向けたガイドライン」を踏まえ、まちづくりや環境との整合を図る。



ガイドラインはこちらからご覧いただけます

（2）緑化に関する指針について以下のとおり追記

建築物の屋上・壁面等については、「ベイエリアにおける立体的な緑の整備に係る規定の取扱い指針」（令和6年3月）も踏まえ、可能な限り緑化する。



指針はこちらからご覧いただけます